

■通関士試験補習シリーズ 通関手続ドリル 2018 正誤表

頁	正	誤
134	「問題 373」を修正する。	
	<p>問題 373 関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）の許可を受けるべき貨物について、当該許可を受けないで当該貨物を輸出し、又は輸入した者は、（イ）以下の懲役若しくは（ロ）以下の罰金 <u>（当該犯罪に係る貨物の価格の 5 倍が（ロ）を超えるときは、当該価格の 5 倍以下）</u> に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>問題 373 関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）の許可を受けるべき貨物について、当該許可を受けないで当該貨物を輸出し、又は輸入した者は、（イ）以下の懲役若しくは（ロ）以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
135	「解答 373」を修正する。	
	<p>解答 373 イ. 5 年 ロ. <u>1 千万円</u></p> <p>根拠規定：関法第 111 条第 1 項第 1 号</p>	<p>解答 373 イ. 5 年 ロ. <u>5 百万円</u></p> <p>根拠規定：関法第 111 条第 1 項第 1 号</p>